

ステルスマーケティングに関する検討会について

1. 開催趣旨

消費生活のデジタル化の進展に伴い、デジタル広告市場は、マスメディア4媒体の広告市場規模を上回るなど拡大が著しい。特に、SNS上で展開される広告については、その傾向が顕著となっている中で、広告主が自らの広告であることを隠したまま広告を出稿するなどのステルスマーケティングの問題がより一層顕在化している。

このステルスマーケティングについて、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為を規制する景品表示法の観点から、対応を検討するため、「ステルスマーケティングに関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、関係者からのヒアリングを行い論点の整理等を行った上で、令和4年中を目途に一定の結論を得る。

2. 主な検討事項

- (1) ステルスマーケティングに対する景品表示法による規制の必要性
- (2) 規制が必要である場合、具体的な規制の在り方
- (3) その他

3. 委員等

- (1) 検討会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。

4. 事務局

検討会の庶務は、消費者庁表示対策課において処理する。